

## 事業所団体予約利用申請書

直営健診センターにおける「事業所枠団体予約」の利用を（登録・変更・取消）します。

事業所記号					事業所名称	
-------	--	--	--	--	-------	--

◇インターネットからの団体予約登録を利用しますか  利用する  利用しない

※「インターネット団体予約システム利用細則」の内容を確認のうえご記入ください。

※利用を希望された場合には、「インターネット団体予約システム利用細則」にご同意いただいたものとみなします。

※また、個人情報の取り扱いについては、「健康診査における個人情報の取り扱いについて」に同意いただいたものとし、  
自社員および家族の個人情報の取り扱いについても同意が得られているものとみなします。

※後日、健康管理グループより専用画面へログインするための事務担当者 ID とパスワードを送付いたします。

※インターネットご利用の場合には、ログイン後、メールアドレスをご登録いただく必要があります。

◇インターネットを利用せずにお電話による団体予約のお申込みは、事務担当者もしくは事務担当補助者に限定させていただきます。インターネットからの団体予約利用の有無にかかわらず、下記欄をご記入ください。

※事務担当補助者の登録については、必須ではありませんが、事務担当者の方が不在時にも連絡がとれるよう、なるべくご記入いただくようお願いいたします。

事務担当者	被保険者番号	
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	( )

事務担当補助者	被保険者番号	
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	( )

事業所所在地	
事業所名	
事業主氏名	
電話番号	( )

受付日付印

## インターネット団体予約システム利用細則

### ( 目 的 )

#### 第1条

この細則は、東京都情報サービス産業健康保険組合（以下「組合」という。）が行うインターネット団体予約システム（以下「当システム」という。）を組合員および事務担当者が利用するにあたり、必要な事項について定めることを目的とする。

（予約システムの操作範囲）

#### 第2条

インターネット団体予約システムによる操作範囲は次のとおりとする。

（事務担当者および事務担当補助者）

- (1) 団体枠の予約登録、追加、取消
- (2) 団体枠として取得された団体予約枠状況確認
- (3) 団体枠への受診者情報登録、取消
- (4) 団体枠の受診者情報登録状況の確認
- (5) 団体枠から一般枠の空き状況確認および受診日変更
- (6) 組合に届出された組合員情報（記号、番号、氏名、生年月日）の検索
- (7) 事務担当者情報の登録、内容変更
- (8) 事務担当者 ID およびパスワードの変更、組合員 ID およびパスワードの登録、変更

（組合員）

- (1) 団体枠として取得された団体予約枠の空き状況確認
- (2) 団体予約枠への受診者情報登録、内容変更、取消

（利用上の注意）

#### 第3条

当システムの利用に際して、利用者はインターネットの一般的なマナー、モラルを遵守して利用する。

2. 当システムは OS や文字、ブラウザなどコンピュータの諸設定が適切になされている利用者を対象としており、この条件にあてはまらない利用者の動作結果やそれがもたらす諸影響に関して、組合は一切責任を負わないものとする。また、上記条件を満たしていても、利用者のコンピュータの環境設定等、組合の管理の及ばない原因によって、当システムが正しく作動しない場合についても、それらがもたらす影響に関し組合は一切責任を負わないものとする。

（事業所および事務担当者の登録）

#### 第4条

当システムの利用は、利用申請書により事業所の登録を行った場合に限る。なお、事業所の登録にあたり、事務担当者および事務担当補助者を予め選任する。

また、登録内容を変更した場合にはすみやかに事業所に選任された事務担当者が当システムを利用して変更を行うものとする。

（ID・パスワードの交付）

#### 第5条

登録を行った事業所に対し、事業所ごとに「事務担当者用 ID・パスワード」を交付する。なお、「組合員用 ID・パスワード」は、事業所に選任された事務担当者が当システムを利用して登録のうえ事務担当者を通じて組合員へ配付を行う。

（ID・パスワードの利用）

#### 第6条

事務担当者が当システムによる第2条記載の操作を行う場合には、組合より公布された「事務担当者用 ID・パスワード」によりログインしたうえで、パスワードを変更のうえ利用する。

2. 組合員が受診者登録および受診日変更や受診に掛かる内容の変更を行う場合には「組合員用 ID・パスワード」を入力する。

（ID・パスワードの管理）

#### 第7条

ID・パスワードは事業所で管理し、他に漏洩してはならない。

（ID・パスワードの変更）

#### 第8条

ID・パスワードの変更については、事業所に選任された事務担当者が当システムを利用して行うものとする。

（情報の取扱）

#### 第9条

当システムを利用することによって組合が知り得た情報に関しては、「電子計算機処理データ保護規程」に基づき保護をし、健診業務のみに使用するものとする。また、受付時の通信には、データを暗号化することで情報の保護を行うものとする。

（利用者の責任および損害賠償）

#### 第10条

当システムを利用するにあたり、利用者が、自らの行為や交付された ID 番号等によりなされた一切の行為およびそれらの結果について、自らの行為の有無を問わず、その責任を負うものとする。また、当組合の過失による場合を除き利用者が第三者に損害を与えた場合、利用者の責任と負担において解決しなければならない。

2. 利用者が本細則に違反して組合に損害を与えた場合、組合は被った全ての損害の賠償を利用者に対し、請求することができるものとする。

（禁止事項）

#### 第11条

利用者は、当システムの利用にあたり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者もしくは組合の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為。
- (2) 他の利用者、第三者もしくは組合に不利益または損害を与える行為、および与えるおそれのある行為。
- (3) 他の利用者、第三者もしくは組合を誹謗中傷する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を他の利用者または第三者に提供する行為。
- (5) 組合の承諾なく、当システムを通じて、または当システムに関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
- (6) ログイン ID およびパスワードを不正に使用する行為。
- (7) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを当システムを通じて、または当システムに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (8) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (9) その他、組合が不適切と判断する行為。

（禁止事項に違反した場合）

#### 第12条

利用者が第11条の禁止事項に違反した場合は、当システムの利用を中止、若しくは、一定期間利用資格を停止することができる。

2. 利用者が第11条の禁止事項に違反したことにより生じた組合及び第三者に対する損害賠償については第10条に定める。

（当システム内容の変更）

#### 第13条

組合は、当システムの運営や内容を変更する必要があると判断した場合、事前に利用者へ通知することなく必要な変更を行なうことがある。

（当システムの中止・中断）

#### 第14条

組合は以下の事項に該当する場合、利用者への事前の通知や承諾なしに当システムを中止・中断することがある。

- (1) 当システムの保守・工事を定期的又は緊急に行う場合。
- (2) 天災、その他予期せぬ事態が発生し、又は発生のおそれがあり運営が困難となった場合。
- (3) その他、組合が当システムの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。

（その他）

#### 第15条

当システムに関して、利用者 と 組合 と の 間 で 紛 争 が 生 じ た 場 合 に は 、 当 事 者 間 に お いて 誠 意 を も っ て 解 決 す る こ と と す る 。

# 健康診査における個人情報の取り扱いについて（直営健診センター）

東京都情報サービス産業健康保険組合の直営保健センターにおける健康診査につきましては、組合員の個人情報を以下のように取り扱います。下記の内容を確認していただき、同意のうえ受診申込まいただきますようお願い申し上げます。

1. 取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用いたします。

- 1) 健診の予約登録、問診票および健診結果報告書等健診書類の送付、健診費用に関する会計処理、事務連絡
- 2) 健診結果に基づく診断、保健指導、医療費の適正化、紹介状の発行業務
- 3) 健診実施後の事務連絡および保健指導を目的とした連絡
- 4) 健康保険法・労働安全衛生法等の法令により行う各種統計処理

【上記以外の利用目的として、健診の質向上や医療従事者の育成を目的として次のような利用をすることがあります】

(1) 当組合の管理運営業務

健康診査や業務の維持・改善のための基礎資料

(2) 学会・研究会・医学雑誌への発表

特定の受診者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会雑誌での報告は氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

2. 個人情報の第三者提供について

- 1) 事業主から労働安全衛生規則 5 1 条の規定により健診結果の通知を求められた時は、同規則第 4 4 条に規定する法定健診結果を提供します。
- 2) 前項以外の法定外の健診結果については、原則として第三者に提供しません。ただし、第三者へ個人情報を提供する場合には法令等に規定されている場合を除き、予め受診者本人から書面で同意を得たうえで提供します。
- 3) 法定健診結果に基づき保健指導を行うことがあります。また、保健指導委託先には受診者氏名、受診者住所、法定健診結果、受診者電話番号を提供することがあります。
- 4) 保健指導委託先とは機密保持契約並びに個人情報取り扱いに関する契約を締結しています。
- 5) 専門検診結果については、原則として第三者に提供しません。ただし、第三者へ個人情報を提供する場合には法令等に規定されている場合を除き、予め受診者本人から書面で同意を得たうえで提供します。

3. 業務委託について

- 1) 健康診査を提供するにあたり、業務の一部を外部に委託しています。委託先に対しては、契約等にて個人情報に関する監督を行っております。主な業務委託の内容は次の通りです。検体検査業務、医療事務関連業務、健診業務、清掃業務、情報システム管理、文書の保管及び廃棄、医療廃棄物処理、郵送業務、カルテ管理業務
- 2) 保健指導を提供するにあたり、業務の一部を外部に委託します。保健指導の委託先に対しては、契約等にて個人情報に関する監督を行っております。主な業務委託の内容は次の通りです。自宅訪問指導、電話指導、DM指導

4. 組合員の権利

当組合の管理する個人情報については、ご本人による開示請求・訂正・削除・追加・消去・又は第三者への利用停止等を求めることが可能です。これらの要求につきましては、個人情報相談窓口までご相談ください。

5. 個人情報の取り扱いについて

もし、上記事項についてご同意をいただけない場合には、健康診査をお受けいただけませんので、ご了承ください。